

大分地方最低賃金審議会

議 事 次 第

- 1 開催日時 令和5年7月4日（火）午後2時00分から
- 2 開催場所 大分第二ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 議 題
 - （1）大分地方最低賃金審議会委員の任命について
 - （2）大分地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について
 - （3）大分県最低賃金の改正諮問について
 - （4）大分地方最低賃金審議会の審議日程について
 - （5）大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について
 - ①大分地方最低賃金審議会運営規程について
 - ②大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程について
 - ③大分地方最低賃金審議会公開要綱について
 - ④大分地方最低賃金審議会確認について
 - （6）中央最低賃金審議会 全体協議会報告、審議会の公開について
 - （7）その他

大分地方最低賃金審議会資料

(令和5年7月4日)

(資料番号)

- No. 1 … 大分地方最低賃金審議会委員名簿 (57期)
- No. 2 … 令和5年度大分地方最低賃金審議会審議日程 (案)
- No. 3 … 令和5年度審議日程 (案)
- No. 4 … 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
(地域最賃)
- No. 5 … 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
(特定最賃)
- No. 6-1-1 … 大分地方最低賃金審議会運営規程
 - 2 … 大分地方最低賃金審議会運営規程 改正案
 - 2-1 … 大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程
 - 2 … 大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程 改正案
 - 3 … 大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程 改正案
(見消版)
 - 3 … 大分地方最低賃金審議会公開要綱 (案)
 - 4 … 大分地方最低賃金審議会確認 (案)
- No. 7 … 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議
会報告について
- No. 8 … 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議
会報告について(概略版)

大分地方最低賃金審議会委員名簿（57期）

令和5年7月4日
（50音順）

区分		新・再	現 職
公益代表	荒井 公美	再任	特定社会保険労務士
	井田 雅貴	再任	弁護士・社会保険労務士
	河野 憲嗣	新任	大分大学経済学部教授
	田中 朋子	新任	弁護士
	松隈 久昭	再任	大分大学経済学部教授
労働者代表	稲福 史	再任	U A ゼンセン大分県支部次長
	鹿嶋 秀和	再任	連合大分副事務局長
	原口 享子	再任	連合大分女性委員会事務局長
	藤本 雅史	再任	連合大分事務局長
	山田 功一	再任	電機連合大分地方協議会事務局長
使用者代表	大塚 浩	新任	大分県商工会議所連合会専務理事
	神 昭雄	再任	大分県中小企業団体中央会専務理事
	高橋 基典	新任	大分県商工会連合会専務理事
	藤野 久信	再任	大分県経営者協会専務理事
	宮脇 恵理	再任	合同会社アイ・ジー・シー代表社員

令和5年度 大分地方最低賃金審議会 審議日程(変更案) 大分労働局労働基準部賃金室

	7月	8月	9月	10月	11月	3月
最低賃金審議会	4(火) 14:00 地域最賃改正諮問 令和5年度審議会の運営	1(火) 13:30 中賃目安伝達の諮問 特定最賃改正必要性有無 7(月) 16:00 地域最賃部会報告 (改正決定答申)	23(水) 10:00 地域最賃異議取扱い審議 特定最賃改正必要性有無 の答申 特定最賃改正決定の諮問 17(木) 13:30 性異特定 有特定最賃参考人意 無聴取最賃参考人意 の審議改正必要 性無の審議必要 【運営小委員会】	25(水) 13:30 特定最賃専門部会報告 (改正決定答申)	10(金) 10:00 特定最賃異議取扱い審議	5(火) 16:00 特定最賃意向表明
運営小委員会		1(火)~7(月)				
地域最賃専門部会	27(木) 13:30 部会長、同代理選出 参運 規程審議 意見聴取	1日:本審終了後 3日、7日:10:00 賃金実態調査結果報告 金額審議				
各特定最賃専門部会			25(月) 13:30 部会長、同代理選出 運當規程審議他 特定最賃合同部会	9/28(木)~10/24(火) 10:00,13:30 特定最賃金額審議		

No.2

注

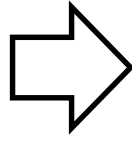
合同部会はソフィアホール、他は当局ソフィアプラザビル4階会議室とする。
できる限り早く通知する。

地方最低賃金の改正決定までのプロセス（大分局）

変更案

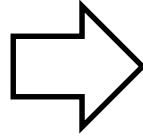
第1回 地方最低賃金審議会 7月4日（火）

- ・労働局長による改正諮問
- ・会長・会長代理、運営小委員会委員等の選出
- ・審議会運営規定、日程等確認



第1回 専門部会 7月27日（木）

- ・部会長・同代理の選出
- ・専門部会運営規定について
- ・審議の進め方、日程等確認
- ・参考人意見聴取



第2回 地方最低賃金審議会 8月1日（火）

- ・中央最低賃金審議会での目安伝達
- ・特定最低賃金の改正決定の必要性の有無（諮問）



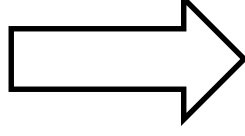
第2回～第4回 専門部会（8月1日本審終了後～3回程度）

- ・金額審議
- ・部会報告の決定



第3回 地方最低賃金審議会 8月7日（月）

- ・部会報告についての審議
- ・答申文の決定

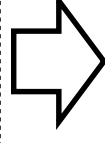


※ 特賃に係る運営小委員会 8月17日（木）

答申文の公示（15日間）
答申文に意見のある者は、異議申し立てを行うことができる。

第4回 地方最低賃金審議会 8月23日（水）

- ・異議内容についての審議
- ・答申文の決定



労働局長への答申

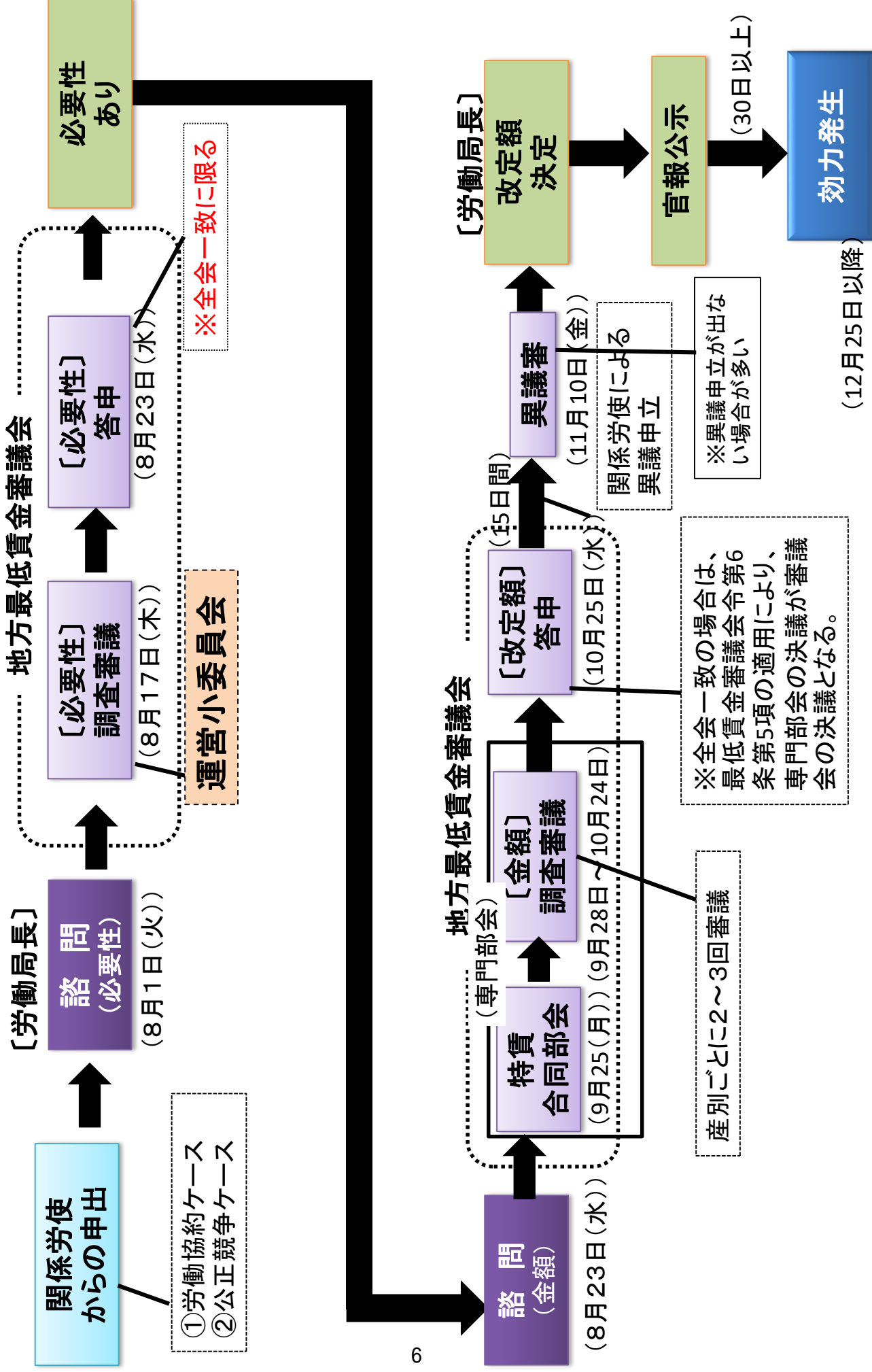
労働局長による改正決定



官報公示（30日間以上）

発効（効力発生）

◆ 特定最低賃金の改正決定までのプロセス



令和5年度審議日程（変更案）

年月日	曜日	開始時刻	会議名称	議事内容	
7月4日	火	14:00	本審	会長等選出、改正諮問、運営規程	
7月27日	木	13:30	専門部会	部会長選出、運営規程、 参考人意見聴取	
8月1日	火	13:30	本審	目安伝達 特定最賃必要性有無諮問	
8月1日	火	本審終了後	専門部会	金額審議（1回目）	
8月2日	水	10:00	専門部会	（予備）	
8月3日	木	10:00	専門部会	金額審議（2回目）	
8月4日	金	10:00	専門部会	（予備）	
8月7日	月	10:00	専門部会	金額審議（3回目）	
8月7日	月	16:00	本審	答申：10月1日（日）発効	
8月8日	火	10:00 16:00	専門部会 本審	金額審議 答申：10月4日（水）発効	予備日
8月9日	水	10:00 16:00	専門部会 本審	金額審議 答申：10月5日（木）発効	予備日
8月10日	木	10:00 16:00	専門部会 本審	金額審議 答申：10月6日（金）発効	予備日
8月17日	木	13:30	運営小委員会	特定最賃必要性の有無審議 参考人意見聴取	
8月23日	水	10:00	本審議	異議審議（8月7日結審分）	
8月24日	木	10:00	本審議	異議審議（8月8日結審分）	予備日
8月25日	金	10:00	本審議	異議審議（8月9日結審分）	予備日
8月28日	月	10:00	本審議	異議審議（8月10日結審分）	予備日
9月25日	月	13:30	特定最賃合同会議		
9月28日～ 10月24日			各部会	金額審議	
10月25日	水	13:30	本審議	特定最賃答申 12月25日（月）発効	
11月10日	金	10:00	本審議	異議審議	
3月5日	火	16:00	本審議	意向表明	

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月17日(木)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月18日(金)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月21日(月)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		8月23日(水)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		8月24日(木)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		8月25日(金)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		8月28日(月)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		8月30日(水)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		8月31日(木)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月1日(金)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月4日(月)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月6日(水)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月7日(木)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月8日(金)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月11日(月)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月13日(水)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月14日(木)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月15日(金)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月19日(火)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月3日(日)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		9月21日(木)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		9月22日(金)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		9月25日(月)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		9月26日(火)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		9月26日(火)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		9月26日(火)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		9月27日(水)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		9月28日(木)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		9月29日(金)		10月11日(水)		11月10日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月14日(木)		9月29日(金)		10月2日(月)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月3日(火)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月3日(火)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月3日(火)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月4日(水)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月5日(木)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月6日(金)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月10日(火)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月11日(水)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月11日(水)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月11日(水)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月11日(水)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月12日(木)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月16日(月)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月17日(火)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月17日(火)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月17日(火)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月18日(水)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月19日(木)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月20日(金)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月5日(木)		10月20日(金)		10月23日(月)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月6日(金)		10月23日(月)		10月24日(火)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月7日(土)		10月23日(月)		10月24日(火)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月8日(日)		10月23日(月)		10月24日(火)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月9日(月)		10月24日(火)		10月25日(水)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月10日(火)		10月25日(水)		10月26日(木)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月11日(水)		10月26日(木)		10月27日(金)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月12日(木)		10月27日(金)		10月30日(月)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月13日(金)		10月30日(月)		10月31日(火)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月14日(土)		10月30日(月)		10月31日(火)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月15日(日)		10月30日(月)		10月31日(火)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月1日(水)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月6日(月)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月8日(水)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月10日(金)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月13日(月)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月14日(火)		11月24日(金)		12月24日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(金)		9月19日(火)		9月22日(金)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月22日(金)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		9月22日(金)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月22日(金)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		9月25日(月)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		9月26日(火)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		9月27日(水)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		9月28日(木)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		9月28日(木)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		9月28日(木)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		9月29日(金)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月2日(月)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月3日(火)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月4日(水)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月5日(木)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月5日(木)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月5日(木)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月6日(金)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月10日(火)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月11日(水)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月12日(木)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月16日(月)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月17日(火)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月18日(水)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月19日(木)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月19日(木)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月19日(木)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月20日(金)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月23日(月)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月24日(火)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		10月25日(水)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		10月26日(木)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		10月26日(木)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		10月26日(木)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		10月27日(金)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		10月30日(月)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		10月31日(火)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月1日(水)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月15日(日)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月6日(月)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月8日(水)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月10日(金)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月13日(月)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月14日(火)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月15日(水)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月17日(金)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月20日(月)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		11月21日(火)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		11月22日(水)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月6日(月)		11月21日(火)		11月27日(月)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		11月28日(火)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		11月29日(水)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		11月29日(水)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月1日(金)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月4日(月)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月5日(火)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月6日(水)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月8日(金)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月11日(月)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月12日(火)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月13日(水)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月15日(金)		12月26日(火)		1月25日(木)

大分地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大分地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、大分労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったときには、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の10日前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに付議事項、開催日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設置することができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前三項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、答申書、建議書又は決議書をそれぞれ前条により作成した記録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年 5月27日から施行する。

改 正

令和 3年 7月 2日

大分地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大分地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、大分労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったときには、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の10日前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに付議事項、開催日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設置することができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、答申書、建議書又は決議書をそれぞれ前条により作成した記録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年 5月27日から施行する。

改 正

令和 3年 7月 2日

令和 5年 7月 4日

大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程

(設 置)

第1条 大分地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条に基づき、運営小委員会（以下「小委員会」という。）を設ける。

(組 織)

第2条 小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3名をもって組織する。

(委 員)

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(小委員会)

第4条 小委員会に小委員会委員長及び小委員会委員長代理を置く。

2 小委員会委員長及び小委員会委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 小委員会委員長は、会務を総理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会は、小委員会委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、大分労働局長又は3名以上の委員から開催の請求があったとき、小委員会委員長が招集する。

(審議事項)

第6条 小委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 審議会の議決に基づき付託された事項

(2) 審議会及び各専門部会の審議予定、審議方法等運営に関する事項

(議事の記録)

第7条 小委員会の議事については、事務局で整理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成28年5月27日から施行する。

(案)

大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、大分地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設置された運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し必要な事項について定めるものとする。

(組 織)

第2条 小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3名をもって組織する。

(審議事項)

第3条 小委員会では、審議会会長から付託された事項について審議を行うものとする。

(小委員会)

第4条 小委員会に小委員会委員長及び小委員会委員長代理を置く。

- 2 小委員会委員長及び小委員会委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。
- 3 小委員会委員長は、会務を総理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会は、小委員会委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、大分労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、小委員会委員長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の10日前までに、小委員会委員長に通知しなければならない。
- 3 小委員会委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに付議事項、開催日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第6条 小委員会委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議

に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を小委員会委員長に適当な方法で速やかに通知するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ小委員会委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第7条 委員は、会議において発言しようとするときには、小委員会委員長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員会委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 小委員会委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、小委員会委員長及び小委員会委員長の指名した委員2人が確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員会委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 小委員会委員長は、小委員会が議決を行ったときには、審議会に報告するも

のとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成28年 5月27日から施行する。

改 正

令和 5年 7月 4日

(案)

大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程

(設置目的)

第1条 この規程は、大分地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条に基づき、の議決により設置された運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し必要な事項についてを設ける定めるものとする。

(組織)

第2条 小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3名をもって組織する。

(委員審議事項)

第3条 ~~委員は、審議会の委員のうちから選出する。~~

~~2 委員の任期は1年とする。~~

~~ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。~~

小委員会では、審議会会長から付託された事項について審議を行うものとする。

(小委員会)

第4条 小委員会に小委員会委員長及び小委員会委員長代理を置く。

2 小委員会委員長及び小委員会委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 小委員会委員長は、会務を総理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会は、小委員会委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、大分労働局長 (以下「局長」という。) 又は3 各人以上の委員から開催の請求があったとき、小委員会委員長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の10日前までに、小委員会委員長に通知しなければならない。

3 小委員会委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに付議事項、開催日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第6条 小委員会委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を小委員会委員長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ小委員会委員長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第7条 委員は、会議において発言しようとするときには、小委員会委員長の許可を受けなければならない。

（審議事項）

第6条 小委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）審議会の議決に基づき付託された事項
- （2）審議会及び各専門部会の審議予定、審議方法等運営に関する事項

（会議の公開）

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員会委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 小委員会委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第9条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、小委員会委員長及び小委員会委員長の指名した委員2人が確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは

意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員会委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 小委員会委員長は、小委員会が議決を行ったときには、審議会に報告するものとする。

~~(議事の記録)~~

~~第7条 小委員会の議事については、事務局で整理する。~~

(規程の改廃)

第8-11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成28年__5月27日から施行する。

改 正

令和 5年 7月 4日

大分地方最低賃金審議会会議公開要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、大分地方最低賃金審議会、同審議会運営小委員会及び同審議会専門部会の会議の公開に関し、大分地方最低賃金審議会運営規程、同審議会運営小委員会規程及び同審議会専門部会運営規程の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

(公開の決定)

第2条 大分地方最低賃金審議会運営規程第6条、同審議会運営小委員会規程第8条及び同審議会専門部会運営規程第6条に基づく会議の公開又は非公開の決定は各会議において行う。

(公開の公示)

第3条 公開する会議の開催日時、場所及び傍聴人の募集受付については、会議開催決定後速やかに、大分労働局掲示板又は大分労働局ホームページにて公示する。

(会議の傍聴)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴公示記載の期日までに、メール又ははがきにより大分労働局労働基準部賃金室あてに申込みものとする。

2 介助者が必要な場合は、申込書に介助者の氏名を記入するものとする。

(傍聴の制限)

第5条 傍聴人は、原則として5名以内とし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は抽選とすることがある。抽選の結果、傍聴できない者については、メール、はがき又は電話で通知する。

2 傍聴は申込者本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

(遵守事項)

第6条 傍聴人には、会議傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

2 会議中に、会議傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、是正を求め、従わない場合は退室を求める。

3 遵守事項は、「傍聴される皆様の留意事項」として別に定める。

(撮影、録音等)

第7条 公開する場合の傍聴人又は報道関係者による会議中の撮影及び録音は原則として認めないものとする。ただし、事前に会議の承認を受けた場合はこの限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会議に諮って会長、小委員会委員長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年7月4日から施行する。

(別添)

傍聴される皆様の留意事項

1. 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
2. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
3. 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
4. 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はできません。
5. 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
6. 審議における言論に対し、賛否の表明、又は拍手をすることはできません。
7. プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
8. ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用できません。
9. 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
10. その他、大分労働局労働基準部賃金室職員の指示に従ってください。

なお、これらの事項を守られない方については、退場を命ずる場合があります。

令和5年7月4日

(案)

大分地方最低賃金審議会確認

- 1 最低賃金法第25条に基づき設置された専門部会の決議が全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとする。
- 2 審議会議決は最低賃金審議会令第5条第3項によるが、全会一致の議決に向けて努めることとする。
- 3 審議は特に必要ある場合を除いて午後5時までとする。
- 4 特定（産業別）最低賃金の審議の進め方については、平成14年12月6日付けの中央最低賃金審議会「産業別最低賃金制度全員協議会報告」に基づき、次のとおりとする。
 - (1) 関係労使のイニシアティブ発揮
 - ① 関係労使当事者間の意思疎通
特定（産業別）最低賃金の決定等に関する申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図る。
 - ② 関係労使の参加による必要性審議
特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議は、地方最低賃金審議会の本委員により構成される運営小委員会の場で審議を行う。
 - ③ 金額審議における全会一致の決議に向けた努力
労使のイニシアティブ発揮という趣旨に則り、全会一致の議決に至るように努力する。
 - ④ 関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保
当該特定（産業別）最低賃金が適用される関係労使が、その自主的な努力により、特定（産業別）最低賃金の周知及び履行確保に努める。

(2) その他

① 労働協約ケースによる申出に向けた努力

公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努める。

② 適用労働者数の要件

特定（産業別）最低賃金における「相当数の労働者」の範囲については、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものは、申出を受けて、廃止等について調査審議を行うこととする。

③ 適用労働者数等の通知

特定（産業別）最低賃金の決定等に関する申出の意向表明があった場合には、適用労働者数等を労使双方で確認できるよう当該申出の意向表明後速やかに、事務局から当該特定（産業別）最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知する。

なお、意向表明後、改正決定等（必要性審議）までの間に、工場等の進出、事業場の閉鎖、リストラによりその変動が把握された場合は、新たな適用労働者数等についても把握され次第、関係労使に通知する。

5 特定（産業別）最低賃金（6産別）の発効日については、12月25日を
目途にする。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

(1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏まえ、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水準を設定し、毎年を目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいという意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年目の審議会での3要素のデータに基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

(2) 政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和4年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

(3) 議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができる中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

(1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

(2) ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

① ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

② 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（9指標）、企業経営に関する指標（5指標）の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1 世帯 1 月当たりの消費支出（単身世帯）を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず 2 人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 のとおりとなった。

③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け

上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。

目安制度についてまとめた昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和 53 年度の目安額を示す際には、地域別最低賃金額の実態が 4 つにグループ分けできたことを踏まえて、ランク区分は 4 ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り分けが導入された平成 7 年の全員協議会報告では、「昭和 53 年度以来実施され定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様 4 つとすることが適当」とし、平成 16 年及び平成 23 年の全員協議会報告においても 4 ランクを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4 ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年

度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- ・ 47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせで議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとするのが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を少なくすべきという意見もあったが、

- ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した。

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですで十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について

(1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用されるようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としているところ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査（構造編）」による消費者物価地域指数について、現行は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載する。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含まないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金（現金給与総額）指数、パート比率、所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1 人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所規模 30 人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所規模 5 人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数及びパート比率）について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比（差）については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

（2）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があったが、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第 4 表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第 4 表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（調査年の前年の 6 月と調査年の 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）については、令和 4 年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第 4 表③として提出したが、令和 5 年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

（3）その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、引き続き見直しについて検討することが必要である。

4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成27～令和元年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成27～令和元年)		③1世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指 数(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈川	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大阪	3,012,549	51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知	3,778,977	65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千葉	3,082,884	53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵庫	2,997,398	51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼玉	3,040,438	52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
京都	2,962,624	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨城	3,222,007	55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
静岡	3,400,072	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富山	3,251,988	55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
広島	3,212,453	55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
滋賀	3,277,817	56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃木	3,377,907	58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群馬	3,285,331	56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮城	3,000,066	51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
山梨	3,016,465	51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
三重	3,088,693	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1	98.8	94.4
石川	2,984,557	51.3	4,567,402	80.3	156,006	90.1	100.2	95.8
福岡	2,830,933	48.7	4,680,590	82.3	151,997	87.7	97.0	92.7
香川	2,946,895	50.7	4,574,314	80.4	157,781	91.1	98.3	94.0
岡山	2,814,349	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福井	3,170,042	54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良	2,712,262	46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
山口	3,200,233	55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長野	2,919,233	50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道	2,761,825	47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐阜	2,980,297	51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳島	3,114,800	53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島	2,934,832	50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新潟	2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和歌山	2,921,402	50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛媛	2,658,255	45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島根	2,867,875	49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大分	2,659,457	45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊本	2,604,679	44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山形	2,811,061	48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
佐賀	2,730,145	47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長崎	2,605,275	44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩手	2,725,924	46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
高知	2,618,683	45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥取	2,412,626	41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋田	2,606,400	44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島	2,510,851	43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮崎	2,417,797	41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1	91.8
青森	2,599,151	44.7	3,884,451	68.3	143,328	82.7	98.3	93.9
沖縄	2,342,269	40.3	3,865,281	67.9	128,533	74.2	98.3	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国家計構造調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27～令和元年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,987,468	100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0
神奈川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3
大阪	2,371,504	79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4
愛知	2,463,171	82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2
千葉	2,387,498	79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8
兵庫	2,322,403	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6
埼玉	2,388,065	79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1
京都	2,341,035	78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1
茨城	2,252,358	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0
静岡	2,214,400	74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8
富山	2,362,429	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4
広島	2,269,559	76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8
滋賀	2,186,359	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8
栃木	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1
群馬	2,185,597	73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1
宮城	2,226,305	74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7
山梨	2,200,791	73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1
三重	2,105,910	70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1
石川	2,393,478	80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3
福岡	2,203,122	73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8
香川	2,295,674	76.8	1,673	72.0	1,713	71.4	1,092	79.6
岡山	2,177,801	72.9	1,677	72.1	1,703	71.0	1,086	79.2
福井	2,146,672	71.9	1,637	70.4	1,718	71.6	1,076	78.4
奈良	2,337,823	78.3	1,786	76.9	1,726	71.9	1,053	76.8
山口	2,129,475	71.3	1,675	72.1	1,681	70.1	1,011	73.7
長野	2,258,409	75.6	1,688	72.6	1,716	71.5	1,089	79.4
北海道	2,206,826	73.9	1,652	71.1	1,706	71.1	1,087	79.3
岐阜	2,114,058	70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7
徳島	2,211,254	74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4
福島	2,126,265	71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2
新潟	2,217,244	74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4
和歌山	2,023,307	67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9
愛媛	2,104,794	70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3
島根	2,225,465	74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0
大分	2,094,806	70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0
熊本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7
山形	2,207,944	73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3
佐賀	1,987,455	66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0
長崎	1,997,909	66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1
岩手	2,172,748	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3
高知	2,138,073	71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7
鳥取	2,069,232	69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7
秋田	2,160,544	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4
鹿児島	1,980,424	66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4
宮崎	2,043,832	68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8
青森	1,987,045	66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6
沖縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29~令和3年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29~令和3年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29~令和3年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1~29人(製造業99人))(平成29~令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,515	100.0	1,255	100.0	997	100.0	994	100.0
神奈川	1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	980	98.6
大阪	1,320	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静岡	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富山	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石川	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香川	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
岡山	1,218	80.4	989	78.8	827	83.0	824	82.9
福井	1,104	72.9	975	77.7	828	83.0	822	82.7
奈良	1,179	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.9
山口	1,114	73.5	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長野	1,144	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北海道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新潟	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和歌山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐賀	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
長崎	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
岩手	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
高知	1,094	72.2	923	73.6	776	77.9	777	78.2
鳥取	1,129	74.5	919	73.2	791	79.4	780	78.4
秋田	1,013	66.8	874	69.6	769	77.2	768	77.3
鹿児島	1,018	67.2	881	70.2	770	77.2	768	77.3
宮崎	1,025	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青森	1,037	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.2
沖縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.9

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注2)⑩、⑪において、平成28~令和元年
⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 の数値は、令和2年調査の集計方法
⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 に合わせて集計している。
⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成29～令和3年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成30年～令和4年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成28年) (山梨=100)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0
神奈川	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1
大阪	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7
愛知	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0
千葉	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9
兵庫	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1
埼玉	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8
京都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4
茨城	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3
静岡	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3
富山	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7
広島	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0
滋賀	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6
栃木	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2
群馬	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2
宮城	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8
山梨	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7
三重	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9
石川	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9
福岡	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3
香川	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9
岡山	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9
福井	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3
奈良	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8
山口	166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8
長野	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8
北海道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9
岐阜	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4
徳島	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8
福島	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9
新潟	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1
和歌山	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2
愛媛	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5
島根	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9
大分	165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1
熊本	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3
山形	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1
佐賀	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7
長崎	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024	50.6
岩手	156,480	85.9	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9
高知	160,480	88.1	803	78.4	3,980,097	46.2	4,695,198	56.9
鳥取	161,560	88.7	804	78.4	4,788,458	55.6	4,567,596	55.4
秋田	153,680	84.4	804	78.4	4,797,854	55.7	4,262,621	51.7
鹿児島	157,760	86.6	804	78.4	4,925,217	57.2	4,432,913	53.7
宮崎	156,980	86.2	804	78.4	4,952,192	57.5	4,302,337	52.2
青森	156,720	86.0	804	78.5	4,788,483	55.6	4,123,755	50.0
沖縄	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(注3)⑬において、令和2年及び令和3年の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定内給与額」を用いている。

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成28年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成28年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成28年)(富山=100)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大阪	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千葉	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵庫	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼玉	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
京都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨城	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮城	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山梨	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石川	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
福岡	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0
香川	7,102,630	67.2	3,370,358	69.4	68.3	1,941,448	80.4	3,885,820	71.2
岡山	6,398,907	60.5	3,746,907	77.1	68.8	1,862,701	77.1	3,713,992	68.1
福井	6,354,610	60.1	3,788,908	78.0	69.0	1,881,938	77.9	3,946,118	72.3
奈良	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山口	5,586,502	52.8	3,508,382	72.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長野	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福島	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新潟	6,279,656	59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和歌山	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛媛	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大分	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊本	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山形	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐賀	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長崎	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩手	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高知	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥取	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋田	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖縄	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	89.2
大阪	86.6
愛知	86.4
千葉	83.7
兵庫	82.1
埼玉	81.7
京都	81.2
茨城	80.7
静岡	80.5
富山	80.5
広島	80.3
滋賀	80.2
栃木	79.6
群馬	79.4
宮城	78.9
山梨	78.6
山梨	78.6
三重	78.4
石川	78.4
福井	78.4
香川	78.1
岡山	77.4
福岡	77.3
奈良	76.9
山形	76.9
長野	76.8
北海道	76.8
岐阜	76.1
徳島	75.4
福井	74.6
新潟	74.3
和歌山	74.0
愛媛	73.4
島根	73.0
大分	72.4
熊本	72.2
山形	72.0
山形	72.0
佐賀	71.6
長崎	71.5
岩手	71.4
高知	71.4
鳥取	71.1
秋田	71.0
鹿角	69.7
宮崎	69.6
青森	69.2
青森	69.0
沖縄	68.5

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

中央最低賃金審議会 53 自安制度の在り方に関する全員協議会報告について

令和5年4月6日

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

- 毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている。
- 平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ、今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。
- これを受け、令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告をとりまとめた。

中央最低賃金 審議会

※本審は議事・
議事録ともに公開

目安に関する 小委員会

※議事は非公開、議
事録は3者が揃った
場面のみに追って公開

目安制度の 在り方に関する 全員協議会

※議事は非公開、議
事録は追って公開

毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。

- ※ 昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした（目安制度。中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない）。
- ※ 目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

目安制度の在り方について調査審議すること。

- ※ 昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）のポイント

※赤字が今般の主な見直し内容

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方	
(1)あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。
(2)政府方針への配意の在り方	目安審議においては、時々々の事情として政府方針も勘案されているが、最賃法に基づく3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。
(3)議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。
2. 地方最低賃金審議会における審議に関する事項	
(1)目安の位置付け	目安は、地賃の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。
(2)ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）	<ul style="list-style-type: none">○ ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。○ 47都道府県の総合指数（※）の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランク数は4から3に見直す。 ※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、 ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする 等の考え方を総合的に勘案し、決定。 発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当。
(3)発効日	
3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料	
技術的な見直しを行った。	
4. 今後の見直しについて	
概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。	

令和5年度から適用される目安のランク

ランク	令和5年度～	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 (28道府県)	44.2%
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (13県)	10.6%

ランク	(参考) 平成29年度～令和4年度	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島 (11府県)	20.4%
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡 (14道府県)	21.0%
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (16県)	13.5%

※ 平成28年経済センサス活動調査等に基づき算出